

全国商工新聞

付録 全国商工新聞 2021/6/7 発行
全国商工団体連合会発行 第3461号

川越・東松山民商 民商だより 2021/6/2 NO.20

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

まん延防止等重点措置の期間、6/20まで延長

東京都などの緊急事態宣言延長を受け、5/31 までとされていた埼玉県での蔓延防止重点措置の期間が6/20まで延長になりました。

期間の延長に伴い、制度や申請内容が追加されたものがあります。

商業施設などに出店しているテナント業者 「埼玉県大規模施設等協力金」



5/12 からのまん延防止重点地域で、床面積 1000㎡を超える大規模商業施設にテナントを出している、飲食店協力金の対象ではない、全てのテナント事業者・出店者が対象。美容室や整体・マッサージ、ジム、昼間だけ営業の飲食店や喫茶店など。

県から要請を受けて時間短縮営業となった商業施設の影響で、通常時は 20 時以降も営業をしていたが、20 時までの営業時間短縮を余儀なくされている場合に申請が出来ます。

安心宣言チラシ・QRコードの掲示、飲食店の場合は酒の提供を自粛しているなど条件があります。

支給金額は 1 日 2 万円×短縮した時間/通常の営業時間。申請は 6/21 から。

飲食店 「第 11 期協力金 6/1~6/20」

【重点地域】11 期から協力金下限額が 1 日 3 万円に減額になります。酒の提供自粛・カラオケの利用自粛、営業時間 20 時までには変わりません。

【その他地域】協力金下限額は 25,000 円のまま変わりません。酒の提供は 1 人客・家族客以外は自粛など他の項目も変わりません。

5/28 から、安心宣言プラス認証のステッカー登録申請が、県内全自治体に順次広がっていくことが決まりました。東松山市、比企地域は 6/9 から現地確認を受けられます。

現在、重点地域以外のお店が時短で営業する場合、ステッカーの有無は協力金申請の対象となっておりません。感染対策取組店として利用者へのPRでの認定です。ステッカーが無くても、今まで通り時短営業で協力金は申請が出来ます。

雇用調整助成金の特例措置、7月まで延長

雇用保険に加入していないパートやアルバイトを休業させたときに、休業手当を支払った分を助成金として受給できる雇用調整助成金の特例措置が 7 月分の従業員休業手当分まで延長となりました。

まん延防止重点地域は上限 1 日 15,000 円に変化なし。それ以外の地域は、5 月分から上限 13,500 円に減額されますが、直近 3 カ月平均の売上が 30%減少などの条件を満たせば、15,000 円での申請が出来ます。

5 月分の申請からは申請書の様式が変わりますので、厚労省HPをご確認ください。



4月、5月、6月の売上減少が対象 「月次支援金」 6月下旬から申請開始

緊急事態宣言・まん延防止重点措置の影響で売上が半減した場合、法人 20 万円/月、個人事業主 10 万円/月が申請できる、月次支援金が 6 月分まで申請可能となります。

申請は月ごとの申請になります。白色申告の方は、これまでと同じく 2019 年もしくは 2020 年の総売上÷12 の、1 カ月平均との比較になります。

休業手当が払えなかった・貰えなかった。 従業員のための「休業支援金・給付金」

従業員・パート・アルバイトなど雇用者で、昨年令和 2 年 4 月分から、コロナ前の通常シフトから変更となった休業や労働時間の短縮において、会社から休業手当が支給されなかった従業員が自らハローワークに申請することで給付できる休業支援金です。雇用保険に入らなくても受けられます。

昨年 4 月分から 12 月分の申請期限が 7 月末まで延長となりました。

会社が雇用調整助成金などの制度を知らなくて休業手当が出なかったケース、会社資金が足りず休業手当が出なかったケース、途中で会社が倒産したケース、会社が労働保険に加入してなかったケースでも申請が出来ます。

業者の皆さんへ パート・バイトだけでも労災保険は加入しよう

事業者としては、パート・アルバイトを雇ったときには、労災保険の加入が必要です。労災保険は会社のみが負担します。

例えば飲食店の場合の保険料は、従業員の年間支払パート代の 0.3%です。パートさんの年間給与が 100 万円の場合、事業主の負担保険料は年間 3000 円です。

仕事中のケガも労災が使えます。まだ未加入の方は検討をしましょう。

地域別行動で宣伝行動 10年目の5・30オール埼玉総行動

5/30、10 年目となるオール埼玉総行動が各地で開催され、それぞれの行動が取り組まれました。川越では、川越駅東口デッキでの宣伝行動が行われ、80 名ほどの市民が参加。東松山・比企では、嵐山町の女性教育会館で Zoomでの集会配信が行われ、集会後スタンディングでの宣伝行動を行いました。

コロナまん延防止を受け、分散行動となった今回。各会場をオンラインでつなぐ試みも行われました。

総勢 800 名が総行動に参加。参加者は 9 条改憲などに反対の声を上げました。



編集幸喜 詐欺まがいの電話やメールが増えているようです。ある飲食店には、総務省から、営業実態や酒の提供に関する確認の電話が。コロナウイルス関連で国や県から連絡が来ることはありません。他には、佐川急便を語った配達未完了メールなども届いているようですが、これらも詐欺につながっています。景気が悪くなり不審電話も増えています。不審な電話があったら民商や警察にご相談ください。

中小法人・個人事業者のための 月次支援金

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付額

一律支援金は月次支援金を受給された方の申請の額

2回目以降の申請手続きが簡単 (STEPのみ) になります。

STEP1 マイページから、必要情報を入力

STEP2 2021年の対象月の売上台帳を添付して提出

給付対象

①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となります。

①緊急事態宣言はまん延防止等重点措置に該当

②飲食店の休業・時間短縮又は外出自粛等の影響を受けていること

③緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち12月の営業額が前年同月の営業額に比べて20%以上減少していること

申請期間

4月分/5月分: 2021年6月中旬～8月中旬
6月分: 2021年7月1日～8月31日

相談窓口

0120-211-240

03-5629-0479

8:30-19:00 (土日祝日を除く)

ゲームページ

月次支援金検索